

香美市広告入り「回覧板」寄附事業者募集実施要領

1 趣旨

市民の暮らしに役立つ情報を提供するため、市の発行する回覧文書を自治会内で回覧する際に用いる「広告入り回覧板」を寄附していただける業者を募集する。

2 作成期間等

- (1) 作成期間 寄附業者決定から平成 27 年 2 月 27 日(金)まで
- (2) 配布開始 平成 27 年 3 月から
- (3) 使用期間 配布してから 3 年間

3 作成予定部数及び納品

- (1) 作成予定部数
1, 200部(印刷時に決定)
- (2) 納品
本市の指示する方法により梱包し、指定する場所へ平成 27 年 2 月 27 日(金)までに納品すること。
- (3) 申込期限
平成 26 年 9 月 30 日(火)

4 構成

区分	内 容
行政情報	市役所からの情報
広 告	企業等の広告

5 作業分担

- (1) 香美市
 - ・市役所からの情報部分の原稿作成
 - ・掲載予定広告の審査及び回覧板内容等の確認
 - ・自治会への配布(事業者が配布する場合を除く)
- (2) 事業者
 - ・行政情報以外の回覧板の作成に係る一切の業務
 - ・広告主の募集及び広告作成に係る一切の業務
 - ・市への納品

6 規格等

- (1) A4版縦型クリップ付き
- (2) 文字及び配色は、高齢者及び障害者等に配慮した読みやすいフォントを使用すること。

7 留意事項

- (1) 作成に当たっては、広告主、広告内容、色、形状等の使用について事前に市の担当課と協議し、承諾を受けた後に製作すること。

- (2) 広告は、「香美市広告入り物品等の寄附に関する要綱」及び「香美市有料広告の掲載に関する要綱」に基づき作成することとし、事業者において事前審査を行ったものを市へ提出し、市の審査したものを掲載すること。
- (3) 広告の内容に関する一切の責任は、寄附希望者が負うものとし、本市が広告主であるような誤解をうけることのないように配慮すること。
- (4) 申し込み、業者の選定およびそのほかの事項については、香美市広告入り物品等の寄附に関する要綱による。

8 問合せ等への対応

配布及び使用期間中に、第3者から広告内容等に問合せ等があった場合には対応すること。